

## 特定小規模貯水槽水道等の届出（廃止） 審査基準

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

### 第6条

特定小規模貯水槽水道及び特定飲用井戸等(以下「特定小規模貯水槽水道等」という。)の設置者は、次のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、十日以内に知事に届け出なければならない。ただし、設置者が東京都給水条例(昭和三十三年東京都条例第四十一号)第三十三条の四の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

三 特定小規模貯水槽水道等を廃止したとき。

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

### 第4条

2 条例第六条第二号又は第三号の規定による特定小規模貯水槽水道等の変更又は廃止の届出は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 届出をしようとする者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 特定小規模貯水槽水道等を設置する施設の名称及び所在地
- 三 変更事項又は廃止の理由